

養護老人ホームの運営支援に関する意見書

養護老人ホームは、明治時代、貧困により生活に困窮した高齢者の受け入れ施設として設置された養老院が始まりとされており、それ以降、救護法、生活保護法、老人福祉法と、一貫して国の責任のもとで低所得高齢者の福祉対策として運営が図られてきている。

このような中において、利用者が安心して快適な生活を営むためには、老朽化の解消や利便性の向上を図る施設の改修・建てかえ等が必要であり、その整備に係る借入金の償還財源規制及び融資要件の緩和などの支援を拡大することが強く求められている。

よって、国においては、利用者の最低限度の文化的、健康的な生活を確保するため、養護老人ホームの改修や建てかえに対する支援について、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 養護老人ホームは、低所得高齢者や精神障がい、薬物依存など社会的に不適切な高齢者の受け入れ施設として、老人福祉施策上、今後も極めて重要な施設であることから、建てかえ時の法人負担を軽減するよう、建設補助基準単価の引き上げを図ること。
- 2 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還財源への充当規制について、一層の緩和を図ること。
- 3 独立行政法人福祉医療機構に対し、次のとおり融資条件の拡充について指導すること。
 - (1) 現在80%を限度としている融資率の引き上げ
 - (2) 現在20年以内としている償還期間の延長
 - (3) 貸付利息に対する優遇措置の実施

- 4 養護老人ホーム入所者の最低限度の文化的、健康的な生活を確保するよう、所要の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 3 月18日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
厚生労働大臣	細	川	律	夫	様
衆議院議長	横	路	孝	弘	様
参議院議長	西	岡	武	夫	様